

えんしん教育カードローン

2019年10月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> えんしん教育カードローン
2. 商品の概要	<ul style="list-style-type: none"> ご子弟等（子弟・孫・被扶養親族）のために教育資金を必要とする方が、その資金をATMによりご融資限度額の範囲内で繰り返しお借り入れできます。 ご子弟等の在学中は利息の支払のみとし、卒業後に証書貸付に切り替えて、返済していただきます。
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 年齢が満20歳以上の方。 安定継続した収入がある方。 ご子弟等が学校等に就学中又は就学予定である方。 しんきん保証基金の保証を受けられる方。 <p>※対象となる学校（教育施設）は、国内・国外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるものが対象となります。【例】大学院（法科大学院を含む）・大学・短期大学・専修学校・各種学校（予備校・専門学校を含む）高等専門学校・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園等</p>
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 申込人のご子弟等が次の①～③に用いる資金 <ol style="list-style-type: none"> 就学する学校（教育施設）への納付金 就学に付随してかかる付帯費用（教材代、引越費用、下宿費用、交通費、受験費用等） お使いみちが上記①～②のローンの借換資金（申込人のもので、当金庫を含む金融機関及び信販会社等からの借換に限ります。） <p>※教育カードローンを複数のご子弟等でご利用される場合は、ご子弟ごとのご契約が必要となります。</p>
5. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> カードローン（当座貸越）期間中は、50万円以上500万円以内（10万円単位）となります。ただし、本件以外にしんきん保証基金保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000万円までといたします。 証書貸付は、カードローン（当座貸越）の貸越元金残高（500万円以内）及びその最終利済日以降の貸越利息の合計額を限度額といたします。
6. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> カードローン（当座貸越）の期間は、5年以内（1年毎の自動更新）となります。 ※1. 契約時に、卒業予定月の3か月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定いたします。 ※2. 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3か月後の月末までとなります。 ※3. ご子弟等が進学する際、申込人が引き続き利用を希望する場合は、保証期間を延長することが可能となります。 証書貸付の期間は、3か月以上10年以内となります。
7. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
8. 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> カードローン（当座貸越）期間中は、毎日の最終残高について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> カードローン（当座貸越）期間中は、元金据置とします。 ※1. 毎月7日に、お利息分のみ返済口座から自動的にお支払いいただきます。 ※2. 契約期間中は、当金庫窓口・ATM及び提携金融機関のATMにより、随時に任意の金額（1,000円単位）をご返済いただけます。 証書貸付は、毎月元金均等返済又は元利均等返済となります。 ※ご融資額の50%以内につき6か月毎のボーナス月増額返済併用も可能となります。

《裏面に続く》

10. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は、利息に含みます。
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付の繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1回あたり） 3,300円、全額繰上償還 5,500円 ※1. ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。 ※2. 上記金額には消費税が含まれています。
13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・お引き出しは、当金庫及び他の信用金庫、銀行、信用組合、ゆうちょ銀行、農協、労働金庫等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用いただけます。 ・現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。

